

一般財団法人山崎豊子文化財団 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人山崎豊子文化財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府堺市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、中国帰国者の子女及び日中友好の井戸掘り役となる人材（以下、「日中友好の懸け橋となることを志す人材」という）に対する奨学育英を行うとともに、山崎豊子氏の作品の執筆に使用された文献資料等の展示公開をすることにより、中国をはじめ諸外国との学術文化の交流及び友好の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 中国帰国者の子女に対する奨学育英
- (2) 日中友好の懸け橋となることを志す人材に対する奨学育英
- (3) 山崎豊子氏の作品の執筆に使用された文献資料等の展示公開
- (4) 諸外国の文化に関する調査研究
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、大阪府において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産とする。
- 3 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ評議員会の承認を要する。
- 4 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所を置いた場合には当該事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所を置いた場合は当該事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所を置いた場合には当該事務所に備え置くものとする。

(剩余金の分配)

第9条 この法人は、剩余金の分配を行うことができない。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に評議員6名以上8名以内を置く。ただし、選任する評議員の数は理事の数と同数以上とする。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからヘに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあ

る者

- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他
の財産によって生計を維持しているもの
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニまでに掲げる者の 3 親等内の親族であって、これらの者と生計を
一にするもの

- (2) 評議員のうちには、理事のいづれか 1 人と親族その他特殊の関係がある者の
数又は評議員のうちいづれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の
合計数が評議員総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになっては
ならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が
含まれてはならない。
- (3) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計
数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人
の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する
社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員
を除く。）である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3
項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人で
あって、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをい
う。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し
行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の任期）

第 12 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する
定期評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した
評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 10 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 13 条 評議員は、無報酬とする。

第 5 章 評議員会

(構 成)

第 14 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権 限)

第 15 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 残余財産の処分
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) 奨学金給付規程の変更に関する事項
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、3 月及び必要がある場合に開催する。

2 評議員会の議長は、当該評議員会において、出席評議員の中から選出する。

(招 集)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決 議)

第 18 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及びその評議員会において選任された議事録署名人1名は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員の設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上8名以内
(2) 監事 2名以内
2 理事のうち2名を代表理事とする。
3 代表理事のうち1名を理事長とし、1名を副理事長とする。
4 代表理事以外の理事のうち、1名を業務執行理事とすることができる。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。
3 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。
4 理事長及び副理事長並びに業務執行理事は、それぞれ理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長及び副理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、それぞれこの法人を代表し、その業務を執行する。
3 副理事長は、理事長を補佐し業務を執行する。また、理事長に事故があるとき又は理事長が欠け、新たな理事長が選定されるまでの間は、理事長の業務執行に係る職務を代行する。

- 4 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 5 理事長及び副理事長並びに業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 24 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 25 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第 26 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第 7 章 理事会

(構 成)

第 27 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第 28 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び副理事長並びに業務執行理事の選定及び解職
(招集等)

第 29 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長に事故があるとき又は欠けたときは、副理事長が理事会を招集し、理事長及び副理事長に事故があるとき又は欠けたときは、業務執行理事が理事会を招集する。
- 3 理事会の議長は理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるとき又は欠けたときは、副理事長がこれに当たり、理事長及び副理事長に事故があるとき又は欠けたときは、業務執行理事がこれに当たる。

(決 議)

第 30 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、次に定める(1)から(5)の事項については、理事会の 3 分の 2 以上の決議を受けなければならない。
また、(1)、(2)及び(5)の事項については、理事会の決議後に評議員会の決議を受けなければならない。
 - (1) 収支予算及び事業計画
 - (2) 決算及び事業報告
 - (3) 重要な財産（基本財産を含む。）の処分及び譲受け
 - (4) 借入金（一定の短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (5) 公益目的事業以外の事業に関する重要な事項

(議事録)

第 31 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 選考委員会

(選考委員会)

第 32 条 この法人には、第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の事業の対象となる者を選考するため、奨学生選考委員会を置く。

(委 員)

第 33 条 奨学生選考委員会は、3 名以上 7 名以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験者等のうちから、理事会で選出し、理事会が委嘱する。
- 3 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

- 4 委員のうちには、この法人の役員及び評議員が 2 名を超えて含まれることになつてはならない。
- 5 委員には第 21 条第 2 項、第 24 条及び第 25 条の規定を準用する。ただし、この場合において、この規定中「理事」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。
- 6 選考委員会に関する必要な事項は、理事会の決議により定める奨学生選考委員会規程による。

第 8 章の 2 育成委員会

(育成委員会)

- 第 33 条の 2 この法人には、第 4 条第 1 項第 1 号及び同項第 2 号の事業の対象となる者を育成するため、奨学生育成委員会(以下、「育成委員会」という)を置く。
- 2 育成委員会は、将来の日中友好の懸け橋となりうる人材を育成するため、次の事業を行う。
 - (1) 奨学生の交流を図るための事業の企画と実施
 - (2) 奨学生の成長に資する事業の企画と実施
 - (3) 奨学生の山崎豊子作品への理解促進のための事業の企画と実施

(委 員)

- 第 33 条の 3 育成委員会は、3 名以上 9 名以内の委員をもって組織する。
- 2 育成委員会の委員(以下、本条において「委員」という)は、学識経験者等のうちから、理事会で選出し、理事会が委嘱する。
 - 3 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
 - 4 委員のうちには、この法人の役員及び評議員が 2 名を超えて含まれることになつてはならない。
 - 5 委員には第 21 条第 2 項、第 24 条及び第 25 条の規定を準用する。ただし、この場合において、この規定中「理事」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。
 - 6 育成委員会に関する必要な事項は、理事会の決議により定める奨学生育成委員会規程による。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第 34 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 11 条についても適用する。

(解 散)

- 第 35 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その

他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第 36 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 37 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 11 章 事務局の設置

(事務局の設置)

第 38 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3 事務局長は理事会の決議により任免し、職員は理事長が任免する。ただし、理事長に事故があるとき又は欠けたときは、副理事長が任免し、理事長及び副理事長に事故があるとき又は欠けたときは、業務執行理事が任免する。
4 事務局の組織及び運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 39 条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 奨学金給付規程
 - (3) 理事、監事及び評議員の名簿及び履歴書
 - (4) 認定、認可等及び登記に関する書類
 - (5) 定款に定める機関（理事会及び評議員会）の議事に関する書類
 - (6) 財産目録
 - (7) 事業計画書及び收支予算書
 - (8) 事業報告書及び計算書類等
 - (9) 処務日誌
 - (10) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによる。

第 12 章 梯則

(保有株式の取扱い)

第 40 条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行
使する場合には、次の事項を除き、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）
の 3 分の 2 以上の承認を要する。

- (1) 配当の受領
- (2) 無償新株式及び無償新株予約権の受領
- (3) 株主割当増資への応募
- (4) 株主宛配布書類の受領

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公
益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第
121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人
の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人
の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1
項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散
の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解
散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日
とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は山崎豊子とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

掛川 雅仁

佐々木 伸

杉本 孝

高口 恭行

津村 準二

内藤 千百里

中川 和雄

野上 孝子

- 5 この定款の第 19 条、第 31 条及び第 33 条の改正並びに第 33 条の 2 及び第 33 条
の 3 は、令和 4 年 11 月 3 日より効力が生ずるものとする。

これは、当法人の定款に相違ありません。

令和4年11月3日

一般財団法人 山崎豊子文化財団

理事長 平岡 英信